

京都市消防局訓令乙第4号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防吏員の昇任選考に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年7月29日

京都市消防局長 山内 博貴

第5条中「で、京都市消防吏員昇任選考考查申込書（別記様式。以下「申込書」という。）の提出期日において休職又は長期の休務をしていない者」を削る。

第12条第1項中「申込書」を「京都市消防吏員昇任選考考查申込書（別記様式。以下「申込書」という。）」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

（消防局総務部人事課）